

食品の持ち込み(差し入れ)に関するお願い

当施設で取り扱う食品については※1十分に注意しておりますが、持ち込みの食品に関してはご家族様等のご協力が必要となります。

つきましては食中毒や感染症を予防するため、以下の点をご理解いただきますようお願い申し上げます。

(※1:運営会社では、これまで施設内の職員や入居者様に向けて衛生管理について周知徹底をさせていただいておりましたが新型コロナウイルス感染症が5類に指定されたことを受け、入居者様ご家族等の面会の機会が増えることを踏まえ、差し入れ等についての基準を面会に来設される方に向けて周知させていただく事いたしました。

国が定める食品衛生法に基づいて、食品衛生の基本 3 原則、「持ち込まない」「発生させない」「排除する」・食中毒予防の 3 原則、細菌を「つけない」「ふやさない」「やっつける」これらの考えのもと運営会社にて定めた基準となります。)

持ち込み(差し入れ)可能な食品の例

- ・市販のふりかけや佃煮類
- ・個包装のお菓子、ゼリー、プリンなど
- ・手で皮をむくことができるバナナやみかんなどの果物
- ・飲料類(酒類を除く)

※持ち込みに関するご注意

賞味(消費)期限の表示されたものを、未開封の状態でご持参ください。

惣菜類やケーキなどの生菓子は、当日調理(購入)のもので、1回で食べきれる量であれば持ち込み可能です。調理時の衛生管理や、移動中の保冷の徹底をお願いします。カットフルーツについても同様の扱いとさせていただきます。

持ち込み(差し入れ)できない食品の例

- ・餅、団子類、大福、ういろ、飴・タブレット類、ナッツ類などの窒息リスクの高いもの(個人差がありますので事前にご相談ください)
- ・食中毒の危険性が高い生卵、牡蠣などの貝類
- ・刺身・寿司などの生もの(面会者による食事外出等で専門店での喫食は可能ですが万が一の体調不良等に備えレシートの保管をお願いします。)
- ・調理する必要のあるもの(冷凍食品を含む)

その他の注意事項

- ・食品の持ち込みや差し入れの際は、必ず職員にお知らせください。特別な理由などある場合は、職員にご説明ください。
- ・持ち込んだ食品を、他ご入居者様に差し上げることはお控えください。
- ・食事制限のある方や、飲み込みに支障のある方は、事前にご相談ください。咀嚼・嚥下機能など、お身体の状態によって専門職員との相談が必要な場合、ご提供できない場合がございます。
- ・ご入居者様の居室ではなく、事務所で預かりさせていただく場合がございます。
- ・品質が保証できないもの、賞味(消費)期限を過ぎた物は、職員の判断にて廃棄させていただきます。
- ・持ち込みの飲食物による体調不良に関しては、当施設では責任を負いかねますのでご了承ください。